

東北総合体育大会傷害見舞金給付基準

(目 的)

第1条 この基準は、東北総合体育大会における参加者の負傷・疾病または死亡（以下「傷害」という）に際して、必要な見舞金の給付を行い、大会の円滑な運営に資するため定めるものとする。

(給付の種類)

第2条 前条の給付の種類は、医療見舞金・疾病見舞金及び死亡見舞金（以下「傷害見舞金」という）とする。

(給付の基準)

第3条 第2条に掲げる傷害見舞金は、その傷害が東北総合体育大会の管理下において発生し、医療費用額が3,000円以上のものを対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ支給するものとする。

(1) 傷害見舞金については、健康保険法による療養に要する費用の額につき本人負担にかかる額とし、最高額150,000円の範囲で給付する。

(2) 死亡見舞金については、300,000円とする。

2 東北総合体育大会の管理下とは、次に掲げる場合とする。

東北総合体育大会の開催期間（前日の練習日を含む）において、練習、競技中及び準備等にかかる場合をいう。

(給付の申請)

第4条 傷害見舞金給付にかかる申請は、別に定める様式により、医師の診断書を添えて、当該者の属する県体育協会会長が事故発生1か月以内に、開催県体育協会会長あて提出するものとする。

(審査及び事務処理)

第5条 傷害見舞金給付の審査及び事務処理は、開催県体育協会事務局があたるものとする。

(見舞金の給付)

第6条 第3条の基準による見舞金の給付は、当該傷害見舞金給付申請書の内容を審査し、その見舞金額を決定のうえ支給するものとする。

2 前項の基準により支給額を決定したときは、当該県体育協会会長を通じて、当該者に支給するものとする。

3 前項の当該者とは、負傷者が成人の場合は本人または遺族、未成年の場合はその保護者またはこれに準ずる親権者とする。

(財 産)

第7条 見舞金給付にかかる財源は、開催県実行委員会が50万円を拠出しこれに当て、順次累積するものとする。

ただし、累積金額の規模により開催県実行委員会は50万円を拠出しないこととすることができる。

(報 告)

第8条 傷害見舞金の給付実績及び決算報告は、「東北総合体育大会報告書」をもってこれにあてる。

(そ の 他)

第9条 本基準外の重要と認める事項については、東北六県体育関係者会議において決定する。

附 則

この基準は、昭和49年第1回総合体育大会から適用する。

昭和50年 9月13日一部改正

昭和53年 8月28日一部改正

平成 3年 6月 4日一部改正

平成 9年 5月19日一部改正

平成26年 5月15日一部改正